

郵便はがき

料金後納  
郵便

### 償却資産の申告について

- 1 課税区 中央区 花見川区 稲毛区  
若葉区 緑区 美浜区
- 2 提出先 東部市税事務所 法人課 償却資産班
- 3 受付時間 午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く
- 4 申告期限 年 月 日
- 5 償却資産の申告書の送付については裏面をご覧ください。

千葉市東部市税事務所  
法人課 償却資産班

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号  
若葉区役所内 TEL 043-233-8146

所有者コード \_\_\_\_\_

### 固定資産税（償却資産）の申告書について

市税につきましては平素からご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

千葉市では、皆さまの申告事務負担の軽減や郵送料削減の観点から、過去に申告が行われており、前々年・前年の課税標準額が免税点未満であった方への申告書の送付を行っておりません。

申告書のご提出がない場合は、前年と資産に変更がないものとして取り扱わせていただきます。

なお、価格の多寡にかかわらず、新しい資産を取得された場合や資産を除却された場合などにつきましては、必ず申告が必要となります。

申告書が必要な方は、本状表面に記載してあります東部市税事務所法人課償却資産班までお問い合わせください。

※ 千葉市のホームページからも申告の手引き・申告書の様式のダウンロードができますので、ご利用ください。

[千葉市 償却資産 申告書](#) [検索](#) (千葉市ホームページ)

電子申告による申告も可能です。

[エルトックス](#) [検索](#) (地方税ポータルシステム eLTAX)